

議案第 1 0 7 号

大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について

大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となるものを除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は病院事業管理者 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる市の職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定に関する説明資料

### 1 制定の理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、改正法に規定される市長等の損害賠償責任の見直しを行うこととし、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

### 2 制定の内容

#### (1) 第1条（趣旨）

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、市長、市の委員会の委員、市の委員又は市の職員の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めることを規定

#### ※地方自治法（抜粋）

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

#### 2、3 略

(2) 第2条（損害賠償責任の一部免責）

市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせることを規定

職名	乗数
市長	6
副市長 教育長 教育委員会の委員 選挙管理委員会の委員 監査委員	4
公平委員会の委員 農業委員会の委員 固定資産評価審査委員会の委員 消防長 病院事業管理者	2
市の職員（上記に掲げる市の職員を除く。）	1

※基準給与年額は以下①から③の合計額

- ①損害賠償責任の原因となった事実が生じた日（以下「基準日」という。）を含む月において支給され又は支給されるべき報酬又は給料の額×1.2
- ②基準日を含む会計年度において支給され又は支給されるべき期末手当及び勤勉手当等の額を一会計年度当たりの額に換算して得た額
- ③基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当並びに②の手当を除く。）

※免責額 = 損害賠償責任額 - 最低責任限度額  
(基準給与年額×乗数)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 0 8 号

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例（平成17年大田  
市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表温泉津会館の項及び小浜会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

「温泉津会館」及び「小浜会館」について、指定管理の期間が満了したため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

大田市小規模集会所の名称及び位置の表から、温泉津会館の項及び小浜会館の項を削る。

(別表)

## 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第 109 号

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

大田市市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成17年大田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の項中「78万円」を「82万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（給料月額の特例）

2 この条例の施行の際現に在職する市長が、令和5年4月1日から令和7年10月29日までの間において引き続き在職する場合には、この条例による改正後の大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例別表第1の規定は適用せず、なお従前の例による。

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正  
に関する説明資料

1 改正の理由

令和4年11月の大田市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長の給料月額を改定するもの。

2 改正の内容

市長の給料月額「78万円」を「82万円」に改定する。

(別表第1)

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) この条例の施行の際現に在職する市長が、令和5年4月1日から令和7年10月29日までの間において引き続き在職する場合  
にあつては、なお従前の例による。

議案第 1 1 0 号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定について

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年大田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を

有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 保育施設の送迎バスにおける事故等の状況から、児童の安全の確保に関する計画の策定及び自動車を運行する場合の所在確認を義務付ける。

(第7条の2、第7条の3)

- (2) 家庭的保育事業等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、職員の兼務や設備の供用をすることができる旨を規定する。

(第10条)

- (3) 親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講ずる民法等の一部を改正する法律が施行されたことから、懲戒に関する規定を削除する。

(第13条)

- (4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修等の実施に努めなければならないこととする。

(第14条)

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、2(3)については、公布の日から施行する。

議案第 1 1 1 号

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同

条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号」に改め、「、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「、「法第19条第1項第1号」を「、「同号」に改め、「に該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を削り、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改め、「、「第13条第2項中」の前に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を加える。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「対象となる法第19条第1項第1号」を「対象となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

# 大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

- (1) 親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講ずる民法等の一部を改正する法律が施行されたことから、懲戒に関する規定を削除する。

(第26条)

- (2) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法第19条から第2項が削られ、学校教育法第25条に第2項及び第3項が加えられたことに伴い、例規中の引用分を改正する。

(第4条、第6条、第7条、第8条、第13条、第15条、第20条、第35条、第36条、第37条、第39条、第51条、第52条)

## 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、2(1)については、公布の日から施行する。

議案第 1 1 2 号

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 保育施設の送迎バスにおける事故等の状況から、利用者の安全の確保に関する計画の策定及び自動車を運行する場合の所在確認を義務付ける。

(第6条の2、第6条の3)

(2) 業務継続計画を策定するよう努めるとともに、職員への周知等必要な措置を講じるよう努める旨を規定する。

(第12条の2)

(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修等の実施に努めなければならないこととする。

(第13条)

3 施行期日等

(1) 令和5年4月1日から施行する。

(2) 2(1)の第6条の2について、施行の日から令和6年3月31日までの間は努力義務とする旨の経過措置を設ける。

議案第 1 1 3 号

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例  
制定について

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例を、  
別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例  
大田市子ども・子育て支援推進会議条例（平成25年大田市条例第  
14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

子ども・子育て支援法第72条から第76条が削られ、第77条から第87条が5条ずつ繰り上がることに伴い、例規中の引用分を改正する。

(第1条)

## 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 1 4 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり  
制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第12条の6の12中「20万円」を「22万円」に改める。

第15条の2第1項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市国民健康保険条例第5条の2の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の大田市国民健康保険条例第12条の6の12及び第15条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 大田市国民健康保険条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

また、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の額が見直されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 出産育児一時金の支給額を改定する。

区 分	現 行	改正後
出産育児一時金	408,000円	488,000円

(第5条の2)

#### (2) 保険料の後期高齢者支援金分に係る賦課限度額を引き上げる。

区 分	保険料の賦課限度額	
	現 行	改正後
基礎分	65万円	
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	

(第12条の6の12)

#### (3) 保険料の軽減判定の基準を緩和する。

区 分	被保険者及び世帯主の総所得金額と比較する基準	
	現 行	改正後
7割軽減	43万円＋ 10万円×（給与所得者等(※)の数－1)	
5割軽減	43万円＋ <u>28.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋ <u>29万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円＋ <u>52万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋ <u>53.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

(第15条の2)

※ 給与所得者等とは

一定の給与所得者（給与収入55万円超）又は公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

3 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日から施行する。
- (2) 改正後の出産育児一時金の規定は、令和5年4月1日以後の出産に対して適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- (3) 改正後の賦課限度額及び軽減判定基準の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 1 1 5 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例制定について

大田市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2第1号アを次のように改める。

ア 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の場合

（ア） 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。）第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

（イ） 当該住宅について省令第10条第2号イ（2）及び

同号ロ(2)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

別表第4の2第1号イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。）」を「省令」に改め、「あっては(ウ)」及び「及び(ウ)」の次に「又は(エ)」を加え、同号イ(ア)及び同号イ(イ)中「500平方メートル未満」を「500平方メートル以内」に改め、同号イ(ウ)中「住宅部分について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、「500平方メートル未満」を「500平方メートル以内」に改め、同号イに次のように加える。

(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）

別表第4の2第2号アを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする	
------------------------------	--

る場合	
(ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	19,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
(イ) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	10,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

別表第4の2第2号イ中「あっては(ウ)」及び「及び(ウ)」の次に「又は(エ)」を加え、同号イ(ア)a中「の床面積の合計」を「(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)」に改め、同号イ(ア)b中「500平方メートル未満」を「500平方メートル以内」に改め、同号イ(イ)中「500平方メートル未満」を「500平方メートル以内」に改め、同号イ(ウ)中「住宅部分について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、「5

00平方メートル未満」を「500平方メートル以内」に改め、同号イに次のように加える。

(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	57,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）

別表第4の3第5号ア(ア) a 中「の床面積の合計」を「(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。)」に改める。

別表第4の3第7号ア(ア)中「あつてはc」及び「及びc」の次に「又はd」を加え、同号ア(ア) c 中「住宅部分について」の次に「省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。)を用いて」を加え、同号ア(ア)に次のように加える。

d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を	
--	--

用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）

別表第4の3第7号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合	
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル以内のもの	19,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000 円）
--	---

別表第 4 の 3 第 8 号ア(ア)中「あつては c」及び「及び c」の次に「又は d」を加え、同号ア(ア) c 中「住宅部分について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同号ア(ア)に次のように加える。

d 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	32,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000 円）
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 500 平方メートル以内のもの	56,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000 円）

別表第 4 の 3 第 8 号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合	
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 計画の変更に係る床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	17,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000 円）
(b) 計画の変更に係る床面積の合計が 200	19,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつて

平方メートル以上500平方メートル以内のもの	は、3,000円)
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
(b) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	10,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)

別表第4の3第10号ア(エ)中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号ウ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市手数料条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る法令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

住宅部分に係る外皮及び一次エネルギー消費量に関する基準として、誘導仕様基準を新設する。（従来の基準については誘導標準計算基準と位置付ける。）

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

ア 低炭素建築物新築等計画の認定

単位（円）

住宅の区分		改正前			改正後			
		区分	適合証 等なし	適合証 等あり	区分		適合証 等なし	適合証 等あり
一戸建ての住宅	200㎡ 未満	34,000	5,000	誘導標準 計算 基準	200㎡ 未満	34,000	5,000	
	200～ 500㎡	38,000	5,000		200～ 500㎡	38,000	5,000	
	—	—	—	誘導仕様 基準	200㎡ 未満	18,000	5,000	
			200～ 500㎡		19,000	5,000		
非住宅・共同住宅等・ 複合建築物	住宅 部分	300㎡ 未満	67,000	10,000	誘導標準 計算 基準	300㎡ 未満	67,000	10,000
		300～ 500㎡	114,000	20,000		300～ 500㎡	114,000	20,000
		—	—	—	誘導仕様 基準	300㎡ 未満	32,000	10,000
						300～ 500㎡	57,000	20,000

イ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定

単位（円）

住宅の区分		改正前			改正後			
		区分	適合証 等なし	適合証 等あり	区分	適合証 等なし	適合証 等あり	
一戸建ての住宅		200㎡ 未満	17,000	3,000	誘導標準 計算基準	200㎡ 未満	17,000	3,000
		200～ 500㎡	19,000	3,000		200～ 500㎡	19,000	3,000
		—	—	—	誘導仕様 基準	200㎡ 未満	9,000	3,000
			200～ 500㎡	10,000		3,000		
非住宅・共 同住宅等・ 複合建築 物	住宅 部分	300㎡ 未満	67,000	10,000	誘導標準 計算基準	300㎡ 未満	67,000	10,000
		300～ 500㎡	114,000	20,000		300～ 500㎡	114,000	20,000
		—	—	—	誘導仕様 基準	300㎡ 未満	32,000	10,000
						300～ 500㎡	57,000	20,000

(別表第4の2)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

単位（円）

住宅の区分		改正前			改正後			
		区分	適合証 等なし	適合証 等あり	区分	適合証 等なし	適合証 等あり	
非住宅・共 同住宅等・ 複合建築 物	住宅 部分	300㎡ 未満	67,000	10,000	誘導標準 計算基準	300㎡ 未満	67,000	10,000
		300～ 500㎡	114,000	20,000		300～ 500㎡	114,000	20,000
		—	—	—	誘導仕様 基準	300㎡ 未満	32,000	10,000

						300～ 500㎡	56,000	20,000
一戸建ての住宅	200㎡ 未満	34,000	5,000	誘導標準	200㎡ 未満	34,000	5,000	
					200～ 500㎡	37,000	5,000	
	—	—	—	誘導仕様 基準	200㎡ 未満	18,000	5,000	
					200～ 500㎡	19,000	5,000	

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 単位（円）

住宅の区分		改正前			改正後			
		区分	適合証 等なし	適合証 等あり	区分	適合証 等なし	適合証 等あり	
非住宅・共 同住宅等・ 複合建築 物	住宅 部分	300㎡ 未満	67,000	10,000	誘導標準 計算基準	300㎡ 未満	67,000	10,000
		300～ 500㎡	114,000	20,000		300～ 500㎡	114,000	20,000
		—	—	—	誘導仕様 基準	300㎡ 未満	32,000	10,000
						300～ 500㎡	56,000	20,000
一戸建ての住宅	200㎡ 未満	17,000	3,000	誘導標準	200㎡ 未満	17,000	3,000	
					200～ 500㎡	19,000	3,000	
	—	—	—	誘導仕様 基準	200㎡ 未満	9,000	3,000	
					200～ 500㎡	10,000	3,000	

（別表第4の3）

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 1 6 号

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

大国地区運動場	大田市仁摩町大国1269番地
馬路地区運動場	大田市仁摩町馬路836番地1

」を

「

大国地区運動場	大田市仁摩町大国1269番地
---------	----------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

馬路地区運動場を体育施設から用途変更し、馬路まちづくりセンターを設置することに伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

体育施設から馬路地区運動場を削る。

(別表第1)

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 1 7 号

大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例及び大田市遊漁対策管理所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例及び大田市遊漁対策管理所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例及び大田市遊漁対策管理所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第156号）及び大田市遊漁対策管理所の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第178号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例及び大田市遊漁対策管理所の設置及び管理に関する条例の廃止に関する説明資料

## 1 廃止の理由

### (1) 大田市農業構造改善センター及び農村広場

大田市農業構造改善センター及び農村広場は、市民の世代を超えた交流を図るための施設として平成5年に開設されたものであるが、この度施設の使用頻度や維持費用など管理運営について再検討した結果、当初の役割を果たしたと考え、施設を廃止することとし、条例を廃止するもの。

### (2) 大田市遊漁対策管理所

大田市遊漁対策管理所は、漁業の安定的発展と観光の振興を図るため管理を行ってきたが、昭和51年に建築された施設であり耐震基準を満たさないこと、現在は利用されなくなった施設で当初の目的を終えた施設であるため施設を廃止することとし、条例を廃止するもの。

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 1 8 号

令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西線  
東側工事請負変更契約の締結について

次のとおり、令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西線東側工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

大田市長 楫野弘和

項目	変更前	変更後
契約の目的	令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西線東側工事の請負	同左
契約の方法	一般競争入札	同左
契約の金額	324,500,000円	287,136,300円
契約の相手方	黒徳建設・堀工務店特別共同企業体 代表者 大田市大田町大田イ 2 8 9 番地 3 黒徳建設株式会社 代表取締役 黒瀬 清司	同左

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和4年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西線  
東側工事請負変更契約の締結に関する説明資料

1 変更理由

当初想定していた建設発生土の受入施設よりも近隣の場所で建設発生土の受入れが可能となったため、運搬距離・受入れ費用を変更し工事費を減額するもの。並びにICT活用工事（土工）について適用することとなったため、ICT活用施工に係る費用について工事費を増額するもの。

総額として、下記のとおり工事費の減額をするもの。

2 変更の内容

工事費の減額

項目	変更前	変更後	増減額
契約の金額	324,500,000円	287,136,300円	▲37,363,700円

議案第 1 1 9 号

令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西一  
南側工事請負変更契約の締結について

次のとおり、令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西一南側工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

項目	変更前	変更後
契約の目的	令和 4 年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西一南側工事の請負	同左
契約の方法	一般競争入札	同左
契約の金額	190,300,000円	167,863,300円
契約の相手方	はたの産業・須山商事特別 共同企業体 代表者 大田市大田町大田イ 6 6 0 番地 1 3 株式会社はたの産業 代表取締役 波多野瑠璃子	同左

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和4年度大田市駅前周辺東側土地区画整理事業大正西一  
南側工事請負変更契約の締結に関する説明資料

1 変更理由

当初想定していた建設発生土の受入施設よりも近隣の場所で建設発生土の受入れが可能となったため、運搬距離を変更し工事費を減額するもの。

2 変更の内容

工事費の減額

項目	変更前	変更後	増減額
契約の金額	190,300,000円	167,863,300円	▲22,436,700円

議案第 1 2 0 号

市道路線の変更について

別紙のとおり、市道路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

大田市長 楫野弘和

(参考資料)

## 道路法（抜粋）

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合には、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合には、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。





# 位置図

